

栃木市の後援等に係る事務取扱要綱

平成22年 3 月 29 日

告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が、国、地方公共団体その他の団体（以下「団体等」という。）の主催する事業について、後援又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が事業を主催する際に、市がその趣旨に賛同し、事業の実施を支援することをいう。
- (2) 共催 団体等が事業を主催する際に、市がその事業の企画又は運営に参画し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。

(承認基準)

第 3 条 後援等を承認することができる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 福祉の向上及び産業、教育、文化、スポーツ等の振興に寄与し、公益性があること。
- (2) 団体等の存在が明確で、活動実績等から十分事業を遂行できる能力があると判断されるものであること。
- (3) 開催又は開設の場所における公衆衛生、災害防止等について、十分な措置が講じられていること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 営利を目的としないこと。

(申請の手続)

第 4 条 後援等の承認を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、事業の開催 1 月前までに、後援等承認申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の目的及び計画を明らかにする書類
- (2) 事業の収支を明らかにする書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、後援等承認通知書（別記様式第2号）又は後援等不承認通知書（別記様式第3号）により、承認の条件又は不承認の理由を付して申請者に通知するものとする。

2 前項の承認の期間は、承認の日から当該事業終了の日までとする。

（計画変更の届出）

第6条 前条の規定により承認を受けた団体等は、その承認に係る事業計画等に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第7条 市長は、後援等の承認を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事業に係る承認を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請により承認を受けたとき。

（2）承認基準を満たさなくなったとき。

（3）承認の条件を履行しなかったとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、不適当な行為があったと認められたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 後援等の承認を受けた団体等は、当該事業完了後、速やかに後援等事業実施報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の栃木市の後援等に係る事務取扱要綱（平成18年栃木市告示第68号）又は大平町後援名義等の使用承認に関する規程（平成19年大平町訓令第17号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

年 月 日

（あて先）栃木市長

申請者 団体等所在地
団体等の名称
代表者の氏名

後援等承認申請書

次の事業を実施するに当たり、後援等を受けたいので、栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第4条の規定により申請します。

事業の名称	
事業の概要	
申請の区分	後援 ・ 共催
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
開催場所	
参加対象者 及び人数	
料金徴収	有 (円) ・ 無
添付書類	
連絡責任者	住所 氏名 電話番号
備考	

年 月 日

様

栃木市長 印

後 援 等 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった後援等については、栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第 5 条の規定により、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

事業の名称	
承認の区分	後援 ・ 共催
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
開催場所	
承認期間	
承認条件	

年 月 日

様

栃木市長 印

後援等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援等については、栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第5条の規定により、次のとおり承認しないことに決定しましたので通知します。

事業の名称	
申請の区分	後援 ・ 共催
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
開催場所	
不承認の理由	

年 月 日

様

栃木市長 印

後援等取消通知書

年 月 日付け 第 号により承認した後援等については、栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第7条の規定により、次のとおり承認を取り消すことに決定しましたので通知します。

事業の名称	
承認の区分	後援 ・ 共催
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
開催場所	
承認取消しの理由	

年 月 日

（あて先）栃木市長

団体等所在地
団体等の名称
代表者の氏名

後援等事業実施報告書

栃木市の後援等に係る事務取扱要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称	
承認の区分	後援 ・ 共催
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
開催場所	
参加人数	
添付書類	